

令和6年

飯盛霊園組合議会 12 月定例会会議録

開 会 令和6年12月24日

閉 会 同 日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会（12月）会議録

○ 令和6年12月24日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1番 議員	由 井 龍一郎	2番 議員	山 口 真由美
3番 議員	武 田 賢 一	4番 議員	江 端 将 哲
5番 議員	藤 本 美佐子	6番 議員	坂 本 勇 基
7番 議員	深 井 弘 晃	8番 議員	坂 本 大次郎
10番 議員	おおつか 真 司	11番 議員	みずおち 康一郎
12番 議員 副 議 長	中 村 晴 樹		

○ 欠席議員次のとおり

9番 議員 五 味 聖 二

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	大塚 幸秀	管理課長	森井 規仁
施設課長	長谷川 篤		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐	中川 誉士	総務課長補佐	梅本 光
--------	-------	--------	------

施設課長補佐

香川 英則

○ 議事日程次のとおり

日程第1

会期について

日程第2 報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

日程第3 認定第1号

令和5年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号

令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第12号

令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第13号

一般職の職員の給与に関する条例及び飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第7

一般質問

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

中川 誉士

○中村晴樹副議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

本日ここに招集されました12月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

簡単ではございますが開会のご挨拶にかえさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中の折りにもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会では、専決処分の報告をはじめ、令和5年度の各会計決算の認定及び補正予算並びに条例に関し、ご審議をお願いすることといたしております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○中村晴樹副議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

本日欠席届出の議員は、五味議員1名であります。

現在出席者数は11名であります。定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。1番、由井龍一郎議員、6番、坂本勇基議員をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

日程に先立ち、ご報告申し上げます。

監査委員から、令和6年8月から11月実施分までの定例出納検査の結果について、書類報告がなされております。

報告文書につきましては、各議員の机の上に配布しております。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

本日の日程は、日程第1、会期についてから、日程第7、一般質問まで計7件を付議すべきこととなっております。

なお、日程第6、議案第13号につきましては、本日付をもって新たに提出されたものでございます。

それでは、日程第1、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に移ります。

日程第2、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の1ページから2ページまでをご覧ください。

報告第1号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、当組合が行った高木剪定時に落下した枝により相手方使用墓所内の宮型香炉等を破損さ

せた事故に係るものです。事故の発生は令和6年6月14日で、損害賠償の額の決定及び和解について地方自治法第180条第1項の規定により、8月21日に管理者において専決処分したため、同条第2項の規定により議会に報告するものです。損害賠償額は198万円で、相手方は大阪市生野区在住の墓所使用者となっております。以上、誠に簡単ではございますが、専決処分の報告とさせていただきます。

○**中村晴樹副議長** 以上で報告を終わります。

次に移ります。

日程第3、認定第1号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について並びに、日程第4、認定第2号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○**大塚幸秀事務局長** それでは、3ページの認定第1号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び5ページの認定第2号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括してご説明申し上げます。

まず、組合及び斎場の管理運営に関する経費を計上いたしております認定第1号の一般会計についてご説明をいたしますので、別冊の歳入歳出決算書の3ページをご覧ください。

歳入合計は、ページ中央収入済額の列1番下の歳入合計欄に記載のとおり4億7,450万8,847円でございます。

次に、4ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の歳出合計欄に記載のとおり4億5,492万7,239円でございます。結果、欄外左下に記載のとおり、歳入歳出差引残額としては、1,958万1,608円の黒字となっております。

それでは、次に歳出から主なものにつきまして、内容をご説明いたしますので、ここで別冊の決算に関する調書の冊子、こちらのほうの7ページをご覧ください。

1款、議会費は253万9,575円で、これは議員報酬など、議会の運営に要した経費でございます。

続きまして2款、総務費は1億5,016万384円で、これは組合の管理運営に要した経費でございます。

そのうち、1項、1目の一般管理費は、1億4,948万4,332円となっております。

次に8ページの12節、委託料は761万4,202円で、主には、庁舎及び周辺施設夜間警備業務委託、サーバー等保守業務委託となっております。また、9ページの24節、積立金は5,127万8,000円で、これは斎場整備基金への積立金となっております。

次に、2目の公平委員会費につきましては20万7,380円でございます。

次に、10ページの2項、1目の監査委員費は46万8,672円でございます。

次に、3款、葬斎費は火葬場の管理運営と組合葬儀に係る経費でございます。

1項、1目の斎場運営費は2億3,451万9,088円となっており、うち10節の需用費は4,068万865円で、主なものとして、燃料費2,310万4,840円は、火葬にかかる灯油の購入費となっております。

次に11ページをご覧ください。

12節、委託料は9,218万654円で、主には、火葬等業務委託が5,940万円、飯盛斎場建て替えに伴う事業者選定支援業務委託が1,496万円となっております。

次に、14節、工事請負費は9,989万7,490円で、主には、斎場崖面改修工事が6,050万円、火葬炉設備補修工事が3,476万円となっております。

次に、12ページをご覧ください。

5款、公債費6,766万6,392円は、現斎場に建て替えた際の霊園事業特別会計からの借入金などに対する元利償還金で、そのうち、元金が6,739万2,742円、利子が27万3,650円となっております。以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページにお戻りください。

1款、分担金及び負担金は1億4,934万6,000円で、これは、関係市からの分担金となっております。なお、各市負担割合の算定につきましては、規約に基づき、均等割り10パーセント、人口割り90パーセントにて算出してございます。

次に2款、1項、1目の斎場使用料は2億1,485万7,540円で、うち火葬炉使用料は2億1,036万7,500円となっております。なお、寝屋川斎場の改修工事に伴い、寝屋川市民の飯盛斎場の利用が増加したことにより、火葬炉使用料が昨年度と比べ4,434万7,500円の増となっております。

次に、4ページをご覧ください。

3款、1項、1目の物品売払収入につきましては、354万1,900円となっております。

これは、令和4年度から新たな収入源としたもので、残骨灰の減容化処理の過程で選別された有価物を売却したものとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

6款、繰越金1,542万9,758円は、前年度からの繰越しでございます。

次に、6ページをご覧ください。

7款、2項、1目の雑入は115万3,149円で、主には広告パンフレット設置料の90万1,800円となっております。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、14ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

区分3の歳入歳出差引額は1,958万2,000円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、15ページの財産に関する調書をご覧ください。

上段1の公有財産及び中段2の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

3の基金につきましては、斎場整備基金について、決算年度中に2,271万4,000円の取崩しと5,127万8,000円の積立てを行った結果、決算年度末現在高は5,177万8,000円となっております。

なお、一般会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果についてにおいて記載しておりますので、後ほどご確認いただきますよう、お願いします。

続きまして、認定第2号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

特別会計には、霊園事業の管理運営に関する経費を計上いたしております。ここで、別冊の歳入歳出決算書の7ページをご覧ください。

歳入合計は、収入済額の列の1番下の歳入合計欄に記載のとおり5億9,821万2,941円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の歳出合計欄に記載のとおり5億3,672万4,363円でございます。

結果、欄外下に記載のとおり、歳入歳出差引残額としては、6,148万8,578円の黒字となっております。

それでは、次に歳出から主なものにつきまして、内容をご説明いたしますので、再び別冊の決算

に関する調書の冊子23ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目の一般管理費は3 億5,669 万9,395 円で、1 節の報酬から4 節の共済費については、職員の人件費となっております。

次に、24 ページをご覧ください。

12 節、委託料は1,115 万7,397 円で、主には、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託が489 万3,900 円、虹の丘刻字業務委託が299 万2,500 円となっております。

次に、13 節、使用料及び賃借料は1,237 万4,503 円で、主には、日曜、祝日、盆、彼岸等の期間に運行しております臨時バスの借上料となっております。

次に、25 ページの22 節、償還金、利子及び割引料は1,506 万5,377 円で、これは還付金を必要とする84 件分の墓所返還に係る還付金でございます。

次に、24 節、積立金2 億2,153 万8,000 円は、基金条例で定めております長期分納維持費として収納した金額、及び一般会計から償還された貸付金収入などを霊園整備基金に積み立てたものでございます。

次に、2 款、1 項、1 目の運営費は、1 億6,481 万1,968 円で、26 ページの12 節、委託料は5,816 万9,188 円となっており、主には、園内施設清掃等業務委託の4,602 万3,780 円となっております。

次に、14 節、工事請負費は、9,616 万2,280 円で、主には、工事請負費では第2 受水槽等更新工事の6,506 万5,000 円、27 ページの補修工事請負費では危険箇所補修工事の568 万7,000 円となっております。

次に、2 款、2 項、1 目、12 節の委託料は1,521 万3,000 円で、主には、飯盛霊園組合公園整備等検討調査業務委託が713 万9,000 円、記名板再整備設計等業務委託が537 万9,000 円となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、19 ページにお戻りください。

1 款、1 項の使用料は、2 億7,207 万2,740 円で、うち、1 目、1 節の霊地使用料は1 億6,205 万3,520 円となっております。

これは、令和5 年度に墓所使用許可を行った60 件分の永代使用料5,531 万8,300 円と851 件分の虹の丘使用料1 億390 万7,230 円などでございます。

これらにつきましては、従来からの墓所の使用が年々減少傾向にある一方で、合葬墓虹の丘の利用者につきましては昨年度より増加した結果となっております。

次に、2 節の霊園維持費は1 億1,001 万9,220 円で、その内訳は、20 年分を前納する長期分納維持費6,449 万6,000 円と、3 年分を前納する短期分納維持費4,185 万6,240 円などでございます。

次に、2 項、1 目の霊園手数料287 万1,310 円は、墓所の承継等に伴う許可書の交付手数料等でございます。

次に、20 ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目の利子及び配当金2,561 万5,121 円は、霊園整備基金の運用利子でございます。

次に、21 ページの4 款、1 項、1 目の霊園整備基金繰入金は1 億3,719 万4,000 円となっており、次に、5 款、1 項、1 目の繰越金8,443 万9,988 円は、前年度からの繰越額でございます。

次に、22 ページをご覧ください。

6 款、2 項、1 目の一般会計貸付金元利収入6,085 万6,724 円は、一般会計に貸付を行った貸付金の元利収入でございます。

次に、3 項、1 目の雑入は1,484 万3,058 円で、主には交付税配分金が788 万4,000 円、消費税確定申告に係る還付金が544 万7,200 円となっております。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、29ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

区分3の歳入歳出差引額は6,148万9,000円の黒字となっており、翌年度へ繰越すべき財源がないことから、実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、30ページの財産に関する調書をご覧ください。

上段1の公有財産につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

下段2の物品につきましては、決算年度中に乗用車1台の増がございました。

次に31ページの上段3の債権につきましては、霊園事業特別会計から一般会計への貸付金で、こちらのほうは令和5年度をもって、その償還が完了されております。

4の基金につきましては霊園整備基金で、決算年度末現在高の合計額は、43億4,302万4,068円となっております。なお、霊園事業特別会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果についてにおいて記載しておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号、令和5年度飯盛霊園組一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号、令和5年度飯盛霊園組霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○中村晴樹副議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村晴樹副議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村晴樹副議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより認定第1号並びに認定第2号を採決いたします。

本件は、これを認定することに、異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村晴樹副議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを認定することに決しました。

次に移ります。

日程第5、議案第12号令和6年度飯盛霊園組霊園事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の7ページをご覧ください。

議案第12号令和6年度飯盛霊園組霊園事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ675万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億536万円と定めるものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入、歳出のそれぞれの費目の補正額について記載をしております。

次に、補正の内容につきまして、11ページの歳出からご説明いたします。

1款、1項、1目、22節の償還金利息及び割引料におきまして、675万8,000円を増額しようとするものでございます。これは、墓所返還に係る還付金について、当初の見込みを上回る還付金が生じていることに伴うものでございます。

次に、10ページの歳入につきましては、1款、1項、1目、1節の霊地使用料におきまして、虹の丘の使用料が当初の見込みを上回っていることから、これを本補正予算の財源といたしたく、増額補正を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第12号令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○中村晴樹副議長 これにより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

○中村晴樹副議長 これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第6、議案第13号一般職の職員の給与に関する条例及び飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、本日、追加で机上配付しております付議事件の1ページをご覧ください。

議案第13号一般職の職員の給与に関する条例及び飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与等に関しまして、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた改正を行おうとするものです。

それでは、改正内容をご説明申し上げますので、まずは2ページから9ページまでをご参照ください。

第1条におきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ議案書に記載のとおり改めようとするものです。

また、職員の給料表につきましては、令和6年4月1日に遡及し、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象として給料を引き上げようとするものです。

次に、9ページから26ページまでをご参照ください。

第2条におきまして、第1条と同じく一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

内容といたしましては、まず、職務の級が8級である職員の昇給、定年前再任用短時間勤務職員の給料に関して改めようとするものです。

また、諸手当に関しましては、管理職員特別勤務手当の支給時間帯を拡大し、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を増額しようとするものです。

地域手当に関しましては、支給割合の変更に必要となる原資の状況等を考慮しつつ、現行の6%から段階的に12%に引き上げるとともに、通勤手当に関しましても国に準じて改めようとするものです。

期末手当及び勤勉手当に関しましては、それぞれ議案書に記載のとおりその支給月数を改めようとするものです。

このほか、引用条項の整備など、所要の改正を行うものです。

次に、26ページ及び27ページをご参照ください。

第3条におきましては、飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

内容といたしましては、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬のうち、一般職員の地域手当に相当する部分につきまして、一般職員と同様の支給割合の引き上げを行おうとするものです。

最後に、附則についてご説明申し上げますので、27ページから34ページまでをご参照ください。

第1項から第3項までは、条例の施行期日等を定めるものです。

第4項から第6項までは、給与等の内払に関する規定を定め、第7項から第9項までは、会計年度任用職員に対する準用に関して定めております。

第10項及び第11項は、令和7年4月1日からの給料表の切替えに関する規定を定め、第12項から第15項までは、諸手当に関する経過措置を定めております。

第16項は、この条例の施行に関して必要な事項の管理者への委任について、第17項は、本条例改正に伴い、関係条例における所要の改正を行おうとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号一般職の職員の給与に関する条例及び飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○中村晴樹副議長 これにより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

○中村晴樹副議長 これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村晴樹副議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○中村晴樹副議長 これより一般質問に入ります。

通告に従い、深井議員からこれを受けることといたします。7番、深井議員。

○深井弘晃議員 議席番号7番 門真市の深井弘晃です。

通告に従いまして順次質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに国等への要望に関して、令和5年12月定例会において大東市の北村議員から火葬場の建替えに係る財政支援措置についての質疑がございました。

現状、国や大阪府等からの補助金等の財政支援措置はなく、火葬場が地域社会にとって必要不可欠な施設であり、財政支援措置が必要であると認識されていること、そして火葬場建て替えに係る財政措置の国等への要望を行っていく答弁でありましたが、その後の関係市への活動状況及びその他火葬場事業を行う団体に対しての活動状況についてお聞かせください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 火葬場建て替えに係る財政措置の国等への要望について、関係市及びその他火葬場事業を行う団体に対しての活動状況についてお答え申し上げます。

当組合といたしましては、本件に関する要望に関しましては、地方自治法第263条の3に規定されている地方六団体の1つである全国市長会を通じて要望をすることが最も効果的な方法であると考えております。

ただし、市長会を通じた要望につきましては、一部事務組合から直接提案することができないことから、関係市に対して市長会に要望を上げていただくようお願いしたところ、今年度の要望において早速ご対応いただきました。

なお、要望内容の実現に向けましては、継続的な対応が重要であると考えていることから、次年度以降も引き続き関係市にご協力をいただき、全国市長会を通じた国への要望を目指してまいりたいと考えております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 ありがとうございます。現状、最も効果的な方法が全国市長会を通じてと考えておられていることで引き続きの要望とそして、他の手段についてもまた模索していただきますようお願いをいたします。

次に飯盛斎場再整備運営事業の入札結果等についてお伺いいたします。

今回の事業報告において、飯盛斎場再整備運営事業の入札結果が予定価格からの大幅の超過により不調であったとのことです。いくつか詳細について順に確認させていただきたいと思えます。

まず計画時においては、13社のヒアリングをされ、事業への参加意向が前向きであったとされています。

今回の入札結果が1グループであったことについて組合の見解についてお聞かせください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 飯盛斎場再整備運営事業の入札参加が1グループのみであったことに対する組合の見解に関してお答え申し上げます。

火葬場建て替えに参加する企業は、現状、国内の大手火葬炉メーカーが3社であることから、最大でも3グループ程度と認識しております。

その認識の下、今回の入札不調を受けまして、入札後において残りの2社の火葬炉メーカーに今回の入札不参加の理由について確認したところ、現在進めている事業や今後検討している事業との

優先順位など、総合的に判断して最終的に参加を見送ったとの回答を得ております。

今後につきましても引き続きヒアリングを実施し、要求水準等において参加を妨げている要因がないか等の観点からの検討も行っていきたいと考えております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 ありがとうございます。

次に今回入札のあったさくらグループ、この概要についてお聞かせいただけますでしょうか。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 さくらグループの概要について、お答え申し上げます。

設計企業として株式会社昭和設計及び株式会社戸田芳樹風景計画の2社、建設企業として株式会社大林組、火葬炉整備と維持管理企業として株式会社宮本工業所、火葬炉運転業務と火葬に関する維持管理運営業務として株式会社五輪、その他火葬炉を除く建物の維持管理運営企業として株式会社合人社計画研究所の6社で構成されるグループ企業となっております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 次に入札金額の内訳についてお聞かせください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 入札金額の内訳につきまして、税込の金額にてお答え申し上げます。

まず、施設整備費が64億3,670万50円、次に、施設整備後の21年7カ月の維持管理運営費で47億3,379万9,950円となっております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 次に維持管理期間についてなんですけれども 21年7か月とおっしゃいましたけれどもこちらも計画においては 15年～20年となっております。

およそ21年間とした理由についてお答えください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 維持管理期間をおよそ21年間と設定した理由について、お答え申し上げます。

まず、より長い事業期間とすることで事業者の維持管理・運営ノウハウの蓄積によるサービスの継続的な向上が期待できること、次に1年あたりの財政支出についても平準化が図れること、さらには火葬炉の更新時期が概ね20年であることから、炉の整備業者と維持管理業者が同じグループ企業となることで安定した運営が見込めることがメリットとして挙げられます。

なお、PFI方式の場合は、融資期間が15年を超えると資金の借り換えが必要となり、金利変動リスクがありますが、本事業につきましては組合が資金調達を行うDBO方式であることから、金利変動リスクを考慮する必要はございません。

また、長期間にわたる維持管理契約となることから、日本銀行統計局が公表する物価変動に基づく価格指数等に1.5%を超える変動が認められた場合には、委託費の増減を行うことで、その間の物価変動リスクについても対応しております。

これらのことから総合的に判断し、仮設待合棟などの運営期間を含め21年間に設定したところで

す。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 ありがとうございます。次に今後の検討内容についてでございますけれども、不落随契による手続きについても記載することですが、不落随契の概要についてとその際に設定しようとする超過率の基準についてお答えください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 不落随契に関しましてお答え申し上げます。

不落随契につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定されており、入札において入札者がいない時、又は複数回の入札で落札者がいない時に実施できる随意契約で予定価格や仕様の変更をせず、事業者との交渉で予定価格内に収めることが出来た場合に行うことができる契約の手續きとなっております。

価格の超過率の基準につきましては、各自治体で様々であり、設定していない自治体も見受けられます。ただし、大幅な超過を予定価格内で収めることは困難であり、5%以下としている事例もあることから、本事業につきましても超過率の設定も含めて手續きの方法を検討してまいりたいと考えております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 最後にこの不落随契の際には有識者で構成する選定委員会の評価を受けるとのことですが、設置方法についてお答えください。

○中村晴樹副議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 選定委員会の設置方法につきまして、お答え申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、飯盛霊園組合附属機関条例にて設置された附属機関であり、同条例第2条において飯盛斎場の建て替えに伴って行う事業者選定基準の策定及び選定に関する事務を担当するものとされており、学識経験者などで構成される委員会となっております。

なお、委員はPFI事業等の民間活力の活用手法、ごみ焼却施設などの燃焼工学、建築・環境デザインを専門とする大学教授3名の他、弁護士、公認会計士の5名の委員で構成しております。

○中村晴樹副議長 深井議員。

○深井弘晃議員 ありがとうございます。予後になりますが、公平性、透明性をしっかり担保していただいた上で、今後の入札においてできる限り複数のグループに参加いただけるよう、要求水準や条件の見直し等を行い、事業の円滑な進行を図っていただきますようお願いを申し上げます。

またスケジュールについてですけれども、延びていってしまうと今どんどんと物価高騰が反映されていき、金額、総額が上がってしまい、関係市の負担も一層大きくなるといったことにもなりかねませんので、慎重に進めていただくことも大切ではありますが、採算性のある事業ということを最も重視していただいて進行のほどお願いいたします

以上で私からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○中村晴樹副議長 それでは、深井議員の質問を終わります。

以上で本定例会に付議した事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者からご挨拶を受けることといたします。管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会をご招集申し上げ、条例など諸議案のご審議をお願い申し上げましたところ、いずれも、ご認定、ご可決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫り、寒さが厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛なされまして、よき新年をお迎えになられますことを心からお祈り申し上げます。

終わりに、今後ともより一層のご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○中村晴樹副議長 続きまして閉会に当たり、私からもご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

さて、今年も余すところ、あと僅かとなりました。皆様におかれましては、一層のご自愛とご健勝を祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会のご挨拶といたします。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。時に午後2時45分